

かりや夢ファンド補助金 平成31年度活動団体を募集します



- 1 「かりや夢ファンド補助金」とは、刈谷市民が「刈谷のまちをよくしていくこと」を自ら自主的に行う活動の誕生・発展を応援することで、市民主体で解決する力をはぐくんでいくことを目的とした補助金制度です。
- 2 この制度は、市民・事業者・行政など、さまざまな人たちが皆さんの活動を応援する仕組みです。寄附によって基金の財源を支え、公開審査・会場投票・広報を通して活動への理解・共感・参加が広がり、活動の成長や連携が進んでいく過程をみんなで見守り、協力していきます。
- 3 共存・協働のまちづくりの推進をめざし、刈谷市内で自主的に活動を行う団体の皆さん、チャレンジをお待ちしています！

NPO 法人設立支援事業

NPO 法人設立（予定）団体に対し、まちづくりの新たな担い手として活躍できるよう、NPO 法人の運営基盤整備の経費を支援します。

補助率 2/3
10 万円まで補助 OK !

まちづくり活動支援事業

地域団体や市民活動団体などが、刈谷市の地域文化、人材などの地域資源を活用しながら、自主的に行う公益的なまちづくり活動に対し、活動経費を支援します。

補助率 1/2
20 万円まで補助 OK !

【募集説明会】平成30年5月20日（日） 刈谷市民ボランティア活動センター

【募集期間】平成30年5月21日（月）～10月12日（金）

【公開審査会】平成30年12月15日（土） 刈谷市民ボランティア活動センター

【問い合わせ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地
電 話：0566-95-0002 F A X：0566-27-9652
メー ル：kyodo@city.kariya.lg.jp

1 制度のねらい

市民一人ひとりの想いや行動—それぞれは小さな一歩でも、みなさんの想いが集まることで、まちづくりの大きな力になります。大切なのは、「刈谷のまちをよくしていく」ことを、誰かにお任せする（＝他人ごと）のではなく、「自分ごと」ととらえること。

「自分たちの地域は、自分たちでよくしていく」をモットーに、できることから始めてみませんか。

かりや夢ファンド補助金は、共存・協働のまちづくりの推進の一環として、資金の支援という形で、市民自らが自主的に行う活動の誕生・発展を応援するとともに、その活動に多くの市民が参加し、共感が広がることで、活動が自立し、継続していく循環が生み出されることを期待しています。

また、さまざまな団体が協働して事業を実施し、自分たちだけではできない広がりや効果を持ったまちづくりが進む動きも期待します。

この要項を手にとってくださったあなたの心の中にある“こんなまちにしたい”という想い。ぜひ、この補助金をきっかけに、周りの人たちと語り、アイデアを交換しながら、まちづくりの芽となるような事業を生み出してみませんか。

■ 「共存・協働のまちづくり」とは？

共存・協働のまちづくりとは、暮らしやすく心の通ったまちにしていくために、刈谷のまちづくりを担うさまざまな主体が、まちの課題を「自分ごと」としてとらえ、お互いを尊重した上で、目標を共にしながら、知恵や力を活かしあい、対話・理解・共感を大切にしながら取り組むことを意味しています。

元気で幸せを実感できるまちづくりをしていくためには、「市民の皆さんがまちづくりにやりがいを感じ、さまざまな形で貢献できるようになること」また、「人々や組織の間で話し合いや交流が行われ、協力し合う“つながり”が広がっていくこと」が必要です。刈谷市では、共存・協働のまちづくりを進めることで、こうした市民やまちの姿を実現していくことをめざします。



※参考資料「刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針」

（刈谷市ホームページ「共存・協働のまちづくり」からダウンロードできます。）

■ 「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金として、平成 22 年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めてかりや夢ファンドに寄附することにより、まちづくりに参加することができる新たな仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。

皆さんからいただいた寄附金は、今回の「NPO 法人設立支援事業」「まちづくり活動支援事業」のほか、市民の自発的な研修等を支援する「まちづくりびと支援事業」の補助金として活用され、市民が輝き、未来の刈谷のまちをよくしていく活動に活かしていきます。

※本冊子最終ページに、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）に、ご寄附いただいた皆さんを紹介しています。

2 補助金の種類

事業区分	NPO 法人設立支援事業	まちづくり活動支援事業
内容	刈谷市内でまちづくり活動を行う NPO 法人の立上げを支援します。	刈谷市内で地域団体や市民活動団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。
対象となる期間	2019年4月1日～2020年3月31日 (申請1回目に限り、平成30年度に生じる対象経費を加算することができます)	2019年4月1日～2020年3月31日
対象となる団体	次の要件をすべて満たす団体が対象です。 ① 刈谷市内に事務所または活動拠点を持つ団体 ② 主に刈谷市内で活動し、今後も引き続き刈谷市内で活動を行う予定がある団体 ③ 平成28年度から31年度までに NPO 法人設立の認証を取得した団体 (所轄庁に設立認証申請書を提出中の団体を含む)	次の要件をすべて満たす団体が対象です。 主に刈谷市内で公益的なまちづくり活動を自主的に行い、今後も引き続き刈谷市内でまちづくり活動を行う予定がある団体が対象です。 (公共の利益を害する行為をするおそれがある団体は除きます)
対象となる事業	NPO 法人を設立し、運営基盤を整備するために要した経費が対象となります。	次の要件をすべて満たす事業が対象です。 ① 自ら主体的に実施し、広く刈谷市民が参加できる公益的な事業 ② 刈谷市の地域文化、人材等地域資源の活用を図る事業 ③ 独創性または先駆性がある事業 ④ 発展性または継続性が見込まれる事業 ⑤ 他 ^の 市民団体と協働して行うことが見込まれる事業
継続補助	1 団体につき2回まで (2年連続で行う場合に限りです。)	同一事業2回まで(類似事業を含む)

(1) 両事業を同一年度に重複して申請することはできません。

(2) まちづくり活動支援事業は、1 団体につき1 事業までの申請となります。

(3) 継続補助を希望する場合も、初回と同様に申請・審査の対象となります。

■ 次のいずれか1つでも該当する事業は、まちづくり活動支援事業の対象外となります。

(1) 政治、宗教または営利を目的とする事業

(2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業

(3) 事業の主たる効果が刈谷市外で生じる事業

(4) 刈谷市の他の補助金の交付を同一年度に受けることとなる事業

(刈谷市以外からの助成金等の交付は問題ありません。また、非営利の活動として、参加費や適正価格での有料サービスを行う事業は問題ありません。)

■ まちづくりって、具体的にどんな活動を意味しているの？

まちづくりとは、刈谷のまちに関わる人たちが、自分たちのまちがどのようなまちであつたらよいかを考え、話し合い、生き生きと暮らせるような空間・社会・仕組みをつくっていくことを示しています。具体的な活動としては、次のような活動が挙げられます。事業をイメージする参考にしてください。

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 | (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| (2) 社会教育の推進を図る活動 | (13) 子どもの健全育成を図る活動 |
| (3) まちづくりの推進を図る活動 | (14) 情報化社会の発展を図る活動 |
| (4) 観光の振興を図る活動 | (15) 科学技術の振興を図る活動 |
| (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | (16) 経済活動の活性化を図る活動 |
| (6) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 | (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 |
| (7) 環境の保全を図る活動 | (18) 消費者の保護を図る活動 |
| (8) 災害救援活動 | (19) 上記に挙げた活動に準ずる活動として県又は指定都市の条例で定める活動 |
| (9) 地域安全活動 | (20) 上記に挙げた活動を行う団体の援助 |
| (10) 人権の擁護または平和の推進を図る活動 | |
| (11) 国際協力の活動 | |

3 対象となる経費及び補助率

事業区分	NPO 法人設立支援事業	まちづくり活動支援事業
対象となる経費	① NPO 法人を設立するための手続に必要な経費 ② 事務所または活動拠点の賃借料 ③ 事務所または活動拠点の光熱水費及び通信運搬費 ④ NPO 法人の継続的な運営に直接必要な備品購入費及び消耗品費 ⑤ NPO 法人の周知のために必要な印刷製本費	① 報償費（講師、専門家への謝礼等） ② 旅費（交通費、宿泊費等） ③ 需用費（消耗品費、印刷製本費等。食糧費は事業に不可欠なものに限ります。） ④ 役務費（通信運搬費、保険料、翻訳料等） ⑤ 使用料及び賃借料（会場使用料、機械器具の借上料等） ⑥ 備品購入費（事業に不可欠なものであり、購入価格がおおむね3万円を超え、耐用年数が2年以上のものに限ります。） ⑦ その他の経費
対象とはならない経費	NPO 法上でいう「その他の事業」に係る経費	① 団体の構成員に対する人件費・謝礼・旅費・食糧費 ② 団体の運営に関する経常的な経費（光熱水費等）
補助率 上限額	補助対象経費の2/3(上限10万円) (2年目は1/2・上限5万円)	補助対象経費の1/2 (上限20万円)

(1) まちづくり活動支援事業における報償費（講師等への謝礼）に対する補助金額は、5万円が上限となります。

(2) どちらの補助金も、1,000円未満は切捨てとなります。

4 申請の方法

(1) 申請に必要な書類

事業区分	NPO 法人設立支援事業	まちづくり活動支援事業
必要書類	① 認定申請書 (☆) ② 申請理由説明書 (☆) ③ 補助金交付申請内訳書 (☆) ④ 補助金申請チェックシート (☆) ⑤ 設立認証申請書の写し (NPO法人 設立後に申請するときは、登記事項 証明書の写し) ⑥ 定款 ⑦ 役員名簿 ⑧ 設立趣旨書 (申請1回目限り) ⑨ 交付年度の事業計画書・収支予算書	① 認定申請書 (☆) ② 事業計画書 (☆) ③ 収支予算書 (☆) ④ 団体概要書 (☆) (団体の会員名簿や、活動内容が わかる書類をあわせて提出して ください。) ⑤ 補助金申請チェックシート (☆)

☆印の書類は、今回の募集専用の様式となります。様式は、刈谷市ホームページからダウンロードできます。(Word形式)

(2) 提出方法

原則として、直接市民協働課へご持参ください。担当職員がお話を伺った上で受理させていただきます。

お話を伺っていく中で、書類に不備が見つかることもあれば、提案内容をさらによくしていくヒントが見つかることも考えられます。十分なゆとりを持ってご提出ください。

- ① 提出の際は、書類はクリップ止めとし、ホチキス止めはしないでください。
- ② 事前に来庁時間をご連絡ください。
- ③ 事情により、直接による提出が難しい場合はご相談ください。
- ④ 書類の記入方法などのご相談については、刈谷市民ボランティア活動センター、市民協働課で随時対応させていただきます。
- ⑤ ご提出いただいた書類は、原則情報公開の対象となります(個人情報を除く)。また、団体の名称や連絡先、事業名等は、ホームページ等で公開することがあります。あらかじめご理解いただいた上でご応募ください。

(3) 提出場所

刈谷市役所 市民活動部 市民協働課 (刈谷市役所 3階)

住所：〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地

電話：0566-95-0002 F A X：0566-27-9652 メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

(4) 申請期間

平成30年5月21日(月)～10月12日(金)

午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日は除きます。)

皆さんの想いがしっかり伝わるように…

申請書作成・公開審査に向けてこんな点を大切にしましょう！



(1) 申請書は「ラフレター」

申請書を読む相手のハートに届くことが大事です。申請書の各々の枠には、「こんな点を記述してください」と審査する側が知りたいことが書かれています。相手の「こういう点を応援したい」という気持ちを受けとめ、ひとつひとつ、ていねいに答えるように申請書を書きましょう。

(2) 全体のストーリーが伝わるように

「●●事業をしたい」と自分は思っている、経過を知らない人からは、「どうしてその事業が必要なのか」が納得できないと、細かく事業の内容を述べても評価に結びつかないことがあります。「①地域がどんな状況になっているの？ ②それをどのような状態にしたいの？ ③そのために何をやるの？」。③から急いで書き始めず、①②③がひとつのストーリーとして説明できると、事業の必要性が伝わりやすくなります。

法人設立支援の場合も、①どんな目的を持ち、②どんな効果を収めたいのか、③そのために当面どんな事業をし、④どんな体制で進めるのか、といった組織の全体の方向性を整理して書いていきましょう。

(3) 事業内容の書き方

以下の点を留意しましょう。

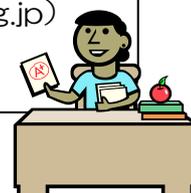
- ① 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どうする、どのように）が書かれていますか。
- ② 例えば複雑な事業の場合…冒頭で概略を説明し全体像を示した上で→以下詳細を記すといったような、相手が情報を受け取りやすい工夫をしていますか。
- ③ その分野に詳しい人しかわからない専門用語を多用していませんか。（使う場合には、解説も記しておきましょう）

(4) 公開審査は、コミュニケーションの場

- ① みんなの前で説明するプレゼンだからといって「立て板に水」である必要はありません。プレゼンは、「プレゼント」と語義が同じ。「よい判断をしてもらうために、相手の理解に役立つような情報をプレゼント（提供）している」という位の気持ちがよいでしょう。
- ② 自己紹介→提案理由・ねらい→内容のポイント→実行体制→まとめ、といった全体構成と、箇条書程度は準備することをお勧めします。
- ③ 1分間で話せる文字数は250字程度とされています。原稿を書く場合の参考に。
- ④ 質問は「説明が不十分だった点を理解したい」という表れです。質問の意図を受けとめ、過不足なく、率直に答えるようにしましょう。

5月20日（日）午後1時30分から、刈谷市民ボランティア活動センターにて、平成30年度募集説明会及び平成29年度実績報告会を開催します！

補助を受けて事業を実施した団体の実績報告会及び申請方法等についての説明を行います。5月11日（金）（必着）までに、①「夢ファンド説明会希望」、②郵便番号及び住所、③氏名（フリガナ）、④所属団体、⑤電話番号を記載し、刈谷市役所市民協働課（〒448-8501 刈谷市役所）まで、ハガキ、FAX（0566-27-9652）、メール（kyodo@city.kariya.lg.jp）にてお申込みください。



5 審査の方法

審査は、2つの支援事業共通の方法で行います。

(1) 審査員

審査員は、「共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会員（8人）が務めます。

また、各事業の公開審査会に、開始から終了まで会場にいた高校生以上の人は、会場投票という形で審査に参加することができます。

なお、審査員が提案団体の役員・職員である場合は、該当する審査員は、当該事業のみ審査から外れます。

(2) 書類確認

提出された書類は、市民協働課で不備等確認した後、審査員に配付されます。

その後、審査員による意見交換会を開催し、提案内容について理解を深め、審査の視点を確認します。

書類審査で不採択を決定する場合がありますので、ご了承ください。

なお、意見交換の際に生じた質問事項については、意見をまとめ、公開審査会前に各団体へ通知させていただきます。公開審査会の際には、あらかじめその回答を踏まえた上でプレゼンテーションをお願いします。

(3) 公開審査会

平成30年12月15日（土） 刈谷市民ボランティア活動センター

公開審査会は、原則としてすべての提案団体に参加していただきます。

公開審査会に参加できない団体は、審査の対象外となります。

公開審査会では、皆さんからの提案を直接聴き、質問などを含めたコミュニケーションを行うことで、今後の刈谷のまちづくりに向けた知恵の交換や共感をはぐくみ、交流を深める場をめざしています。

また、希望する団体は事前にリハーサルを行うことができます。リハーサルは12月4日（火）、5日（水）に行う予定です。リハーサル希望団体は、11月30日（金）までに市民協働課へご連絡ください。

① 審査の流れ

公開審査会における各団体の説明・発表時間は、7分間です。審査を行う順番は、抽選により事務局で定め、事前に連絡します。

その後、7分間の質疑応答を経て、採点を行います。書類、実際の対面による説明、質疑応答の内容を受け、得点を確定していきます。

② フレゼンテーション（企画案説明）に参加する人数

各団体の提案発表者・質疑応答者は、5人以内とします。

③ 募集締切後配付したい資料がある場合

募集締切後に追加で配付したい資料がある場合は、必ず公開審査会の前々日までに市民協働課へご持参ください。

④ パソコンを用いて発表する場合

パソコンを用いての発表を希望する場合は、必ず公開審査会の前々日までに市民協働課へご連絡ください。事務局では、プロジェクターのみご用意させていただきますので、パソコンのご持参をお願いします。また、事前に、当日ご持参いただくパソコンとプロジェクターの接続確認をさせていただきますので、ご了承ください。（公開審査会当日は接続を確認する時間はありません。）

（４）結果発表

各支援事業とも、審査員の合計得点を平均（小数点以下第3位四捨五入）し、それに会場投票による審査点（小数点以下第3位四捨五入）を加算して、提案事業の最終審査点を決定し、会場にて発表します。その後、正式な文書で通知するとともに、刈谷市ホームページで公開します。

審査の協議によっては、対象経費の再確認や実施に当たっての条件を付す場合があります。その場合、結果発表時には「条件付」の旨のみお伝えします。詳細については、後日改めて文書で通知した上で、市民協働課による追加調査を行います。

条件を満たすことができない事業については、採択を取り消す場合があります。

（５）採択の方法

各支援事業の採択は、原則として、基準点に達している事業の中から、得点の上位から予算枠に達するまで申請額の満額補助で採択していきます。

予算を超えた時点で採択は終了となり、予算枠に達した時点での事業は、提案団体と協議した上で、一部補助という形で採択します。

（６）団体の事前PR、提案内容の事前PRについて

7分間という説明時間は、想像している以上に短いものです。団体の概要や提案内容については、簡潔に、かつ、効果的に発表していく必要があります。

そこで、公開審査会前の5日間（12月11日（火）から12月15日（土）を予定しています。）刈谷市民ボランティア活動センターにある展示スペースにおいて、今回提案いただいた団体の活動概要や提案内容を紹介できる場所を設置します。また、公開審査会当日においても、会場の一角に団体の活動内容を紹介することができるスペースを設置します。

事前PRの参加は義務ではありませんが、皆さんの活動を市民の皆さんへ幅広く伝えることができるチャンスです。参加することで、会場投票数の増加や提案内容への理解の促進が期待されます。ぜひご参加ください。事前PRを希望される団体は、12月7日（金）までに展示物を市民協働課までご提出ください。詳細については、申請していただいた団体宛に後日ご案内させていただきます。

6 審査の基準・点数

(1) NPO法人設立支援事業

次の6つの審査の視点・ポイントに基づき、5段階評価で審査を行います。(30点満点)
採択には、各審査員の平均点が15点以上(30点満点の1/2)である必要があります。

審査の視点	審査のポイント
① 課題解決力	団体の活動が、刈谷のまちの課題、市民のニーズに的確に対応している。
② 発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。
③ 公益性	団体の活動が、多くの市民や団体の利益に貢献する。
④ 実現性	刈谷のまちにおいて、充実したまちづくりを行う見通しがある。
⑤ 組織力	法人設立後の運営についての役割分担がしっかりしている。 組織力を高めていくための計画がある。
⑥ 補助による効果	補助金を交付することに対する効果が大きい。

(2) まちづくり活動支援事業

次の5つの審査の視点・ポイントに基づき、5段階評価で審査を行います。(25点満点)
採択には、各審査員の平均点が12.5点以上(25点満点の1/2)である必要があります。

審査の視点	審査のポイント
① 主体性・協働性	課題を自分ごとと捉え、他の主体に依存することなく、自分たちで行おうとしている。 さまざまな市民や団体が参加し、つながる機会をつくっている。
② 発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。
③ 公益性	まちの課題や市民のニーズに対応し、多くの市民の利益に貢献することができる。 事業を通して人々の共感を得て、意識を向上させていくことができる。
④ 独創性	新しい課題やテーマ、視点からの取り組みである。 事業の進め方や手法に工夫があり、団体の特性が活かされている。
⑤ 実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的・妥当である。 団体としての組織力があり、事業を効果的に行うことができる。

(3) 採点の評価について

得点	内 容
5	特に優れている／想定以上の効果が期待できる
4	優れている／かなり効果が期待できる
3	平均的・普通である／一定の効果が期待できる
2	もう少し努力が必要である／少しは効果が期待できる
1	努力が必要である／あまり効果が期待できない

両制度とも共通の評価方法です。

(4) 会場投票について

① 点数の計算方法

会場投票は、以下の計算方法で算出します。

会場点＝A÷投票総数×得票数

(小数点以下第3位四捨五入)

(A：NPO 法人設立支援＝6 点、
まちづくり活動支援＝5 点)

各事業の総得点は、各審査員による採点の平均点に会場点を加算した点数となります。



② 投票の方法

- (1) 各支援事業において、受付時に投票用紙を配付します。
- (2) 参加者は、各団体による提案内容やプレゼンテーションに基づき、優れていると思われる企画を2つ選択します。このため、提案事業が2事業以下の場合は、会場投票は行いません。
- (3) 各支援事業において、すべての公開プレゼンテーションが終了後、投票用紙を回収し、点数を計算します。
- (4) 遅刻による途中参加や途中退室の参加者は、投票する権利はありません。
- (5) 同一企画を2つ記入した場合、1つしか記入していない場合は、無効とします。

7 補助金の交付

補助金は、3月に正式に採用された後、原則として4月に「補助金交付申請書」、事業完了後に「実績報告書」及び「補助金請求書」をご提出いただき、指定口座に入金することとなります。ただし、事業完了時に収入額が支出額を上回った場合は、差し引き額分の補助金を減額します。

8 実績報告

(1) 実績報告に必要な書類

事業区分	NPO 法人設立支援事業	まちづくり活動支援事業
必要書類	① NPO法人設立支援事業実績報告書(☆) ② NPO法人設立支援事業補助金決算書(☆) ③ ふりかえりシート(☆) ④ 登記事項証明書の写し(認定申請書に添付した場合は省略可能です。) ⑤ 領収書等の写し ⑥ 事業の実施状況が分かる写真(データもあわせて) ⑦ その他団体の現状を把握するため参考となる資料 ⑧ NPO法人設立支援事業補助金請求書(☆)	① まちづくり活動支援事業実績報告書(☆) ② まちづくり活動支援事業補助金収支決算書(☆) ③ ふりかえりシート(☆) ④ 領収書等の写し ⑤ 事業の実施状況が分かる写真(データもあわせて) ⑥ その他団体の現状を把握するため参考となる資料 ⑦ まちづくり活動支援事業補助金請求書(☆)
提出期日	2020年3月末までに、次の書類を提出してください。 実績報告書の提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。	事業が終了してから30日以内又は2020年3月末のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。 実績報告書の提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

☆印の様式は両事業とも、刈谷市ホームページからダウンロードできます。(Word形式)

(2) 実績報告会

補助金の交付を受けた団体は、翌年度に行われる実績報告会において、活動内容等について報告していただくことがあります。

実績報告会の日程や内容等、詳細については後日ご案内させていただきます。

9 失格事項

次のいずれかに該当する申請者は、審査の対象から除外します。

また、補助金交付後発覚した場合は、補助金を返還していただきます。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 審査員に個別に接触したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

10 本制度以外での支援

採択された事業については、市広報への原稿掲載や報道機関への情報提供等、補助金交付以外の支援についても、可能な範囲で対応させていただきます。

また団体の皆さんのさらなる活動展開の参考にいただけるよう、市民協働課・刈谷市民ボランティア活動センターにおいて「わがまちのしゃべり場」、「車座集会」、「スキルアップ講座」など各種施策・講座等を展開させていただきます。あわせてご活用ください。

11 その他

審査段階や活動中において、必要に応じヒアリング等をさせていただくことがあります。ご了承ください。

**皆さんからのチャレンジ、
お待ちしております！**

かりや夢ファンドの趣旨に賛同し、

想いを基金に託していただいた皆さんを紹介します。

(平成29年4月～30年3月末現在。匿名の方は省略、順不同。)

岩渕道久 様

株式会社デンソー 様

株式会社豊田自動織機 様

アイシン精機株式会社 様

トヨタ紡織株式会社 様

トヨタ車体株式会社 様

愛知製鋼株式会社 様

株式会社ジェイテクト 様

豊田通商株式会社 様

愛知ネットバレンタイン部 様

愛知ネットホワイトデー部 様

特定非営利活動法人刈谷おもちゃ病院 様

ハンドメイドサークル・おむすび 様

あったかハートまつり来場者 様

市民ボランティア活動センター来場者 様

デンソーハートフルまつり愛知ネットブース参加者 様

ご寄附いただき、本当にありがとうございます。

皆さんからのご寄附は、かりや夢ファンド補助金として活用させていただきます。